

札幌市大通公園 100 周年記念ロゴマークおよびキャッチフレーズ使用要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市大通公園（以下、「大通公園」という。）100 周年記念ロゴマークおよびキャッチフレーズ（以下、「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第 2 条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、札幌市に対し、あらかじめロゴマーク等使用承認申請書（様式第 1 号）にロゴマーク等を使用するもののデザインの分かる書面を添付して提出し、札幌市の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙など）で、札幌市がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 札幌市の後援又は共催事業に係る場合
- (5) 札幌市都市公園指定管理者が札幌市の承諾を受けて実施する自主事業などのイベント時に使用する場合
- (6) 札幌市が構成員として加わった実行委員会等が主催するイベント等で使用する場合
- (7) その他札幌市が別に定めた場合

(使用承認審査)

第 3 条 札幌市は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に基づき、その内容を審査する。

2 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、札幌市はこれを承認しない。

- (1) 札幌市や大通公園の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利害を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) この要綱に反すると認められる場合
- (6) その他、承認することが不相当と認められる場合

(ロゴマークの使用承認)

第 4 条 札幌市は、前条の審査の結果、当該使用が大通公園 100 周年記念事業に寄与すると認めるときは、使用を承認する。この場合において、札幌市は、この条による使

用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）に対しロゴマーク使用承認書（様式第1号）を交付するものとする。

（使用の範囲）

第5条 使用者は、ロゴマークを商品及び景品（以下、「物品」という。）本体並びにそのパッケージ及び当該物品の広告物等においても使用することができる。ただし、ロゴマーク等のみにより商品化（ステッカー、シール、キーホルダー、ストラップ等）して有償頒布する場合は別途札幌市と協議しなければならない。

（使用料等）

第6条 使用者に対するロゴマーク等の使用料は無償とする。

（使用期限）

第7条 ロゴマーク等の使用承認期限は、第4条により使用承認を受けた日から平成23年12月31日までとする。ただし、札幌市は、使用形態を考慮し、相当と認めるときは承認時にそれ以前の使用期限を付することができる。

（意匠の保持）

第8条 使用者は、物品の意匠について、別に定めるデザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

（物品の確認）

第9条 使用者は、商品の発売前に、第4条第1項に定める札幌市の承認を受けた物品の完成品が分かる資料（写真等）を札幌市に提出しなければならない。

2 札幌市は、前項による確認の結果、物品が適切でないとする場合は、使用者に対して是正を求めることができるものとし、使用者はこれに速やかに応じ、札幌市の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（権利設定の禁止）

第10条 使用者は、ロゴマーク等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定または登録してはならない。

（権利義務等の譲渡の禁止）

第11条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくロゴマーク等の使用权を第三者に対し再承認してはならない。

(紛争の解決)

第 12 条 使用者は、ロゴマーク等の使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、事故の責任と費用負担において解決するものとし、札幌市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第 13 条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要綱の各条項に違反することが無いよう管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により、札幌市が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、札幌市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は札幌市に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(承認の取消)

第 15 条 札幌市は、次の各号のいずれかに該当する場合又はその恐れがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

(1) 使用者が第 9 条第 2 項による是正の求めに応じなかったとき

(2) 使用者がこの要綱の各条項に違反したとき

(3) 全各号に定めるほか、使用者によるこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき

(4) ロゴマーク等に関する札幌市の権限の行使に支障が生じたとき

2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。

3 承認の取り消しにより、札幌市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(要綱の改正)

第 16 条 札幌市は、必要な場合はこの要綱を改正することができる。この場合、ロゴマーク等の使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用される。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の取り扱いに関する必要な事項は札幌市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 13 日から施行する。